

平成 30 年 11 月 2 日

会 員 各 位

協同組合 八戸中央建設業協会
TEL 0178-41-2333

「フルハーネス型墜落制止用器具特別教育」のご案内

安衛法第59条第3項の特別教育の対象となる業務に、『高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く）』が追加されることになり、標記特別教育の実施が事業者
に義務付けられることとなりました。

2019年2月1日より施行 現行の構造規定に基づく安全带（胴ベルト型・フルハーネス型）を使用できるのは、2022年1月1日までとなり 「胴ベルト型（U字つり）」の使用は認められません。

つきましては、下記の要領にて講習会を開催致しますので、この機会を逃さず受講頂きますようご案内申し上げます。

- 受講対象者：高さ2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務を行う者

1. 開催日時 平成30年 12月 7日（金）

午前9時30分～午後4時30分

※昼食をご持参ください。

2. 場 所 八戸市スポーツ研修センター（長根リンク管理棟）1階 第2会議室

3. 受講料 会 員 9,000 円（テキスト代含む）

締め切り 平成30年11月26日（月）

※ 特記事項

特別教育の省略規定もありますが、今回は6時間コースでの受講となります。

CPDS 対象ですので、当日カードをご持参下さい。

申込された方に受講料の振込先を連絡します。事前にお支払をお願い致します。

受講された方には、修了証を発行しますので当日写真の撮影をします。

----- 参加申込書 -----

「フルハーネス型墜落制止用器具特別教育」に申し込みます。

参加者氏名 _____

会社名 _____

FAX 0178-41-2335